安心して暮らせる快適な街へ

市では、品格と活力のあるまち　やしお　を目指して、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを総合的に実施しています。

問 都市デザイン課☎㊞346

八潮市都市計画マスタープランを定めました

都市計画マスタープランは、市の実情に即したまちづくりを総合的・一体的に進めるために定めた基本方針です。様々な課題や変化に迅速に対応し、都市づくりを総合的かつ体系的に展開していくことが重要となることから、まちづくりに関連する分野と連携を図り、目指すべき都市像と取り組みの方向や役割を明確にし、市民・事業者・行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的として策定しました。これからのまちづくりに関連する各分野において大きな幹となるものです。

都市計画マスタープランの役割は、次のとおりです。

○私たちのまちの将来像を具体的に示します。

○市の定める都市計画の指針となります。

○都市計画の総合性・一体性を確保します。

○まちづくりに対する理解を深めます。

都市計画マスタープランは、市のホームページや市役所、駅前出張所、図書館などの公共施設でご覧いただけます。また、7月1日から都市デザイン課で販売（一、〇〇〇円）を予定しています。

みんなで景観を守っています

市民・事業者・市が協働で、八潮らしい美しい都市景観を創り守るために必要な基本的な理念や役割を明確にした「八潮市みんなで景観まちづくり条例」を平成17年4月に制定しました。また、景観まちづくりを進めるための基本となる「八潮市景観まちづくり基本計画」を平成18年4月に策定し、地域の特性を生かした景観施策の基本方針を定めました。

主な重点施策は、次のとおりです。

○まちの景観づくり

市内全域を対象とした大規模建築物等の誘導基準の制定や、地域の特性を生かした街並み誘導を推進します。

○自然・地域文化の景観づくり

市の特徴的な自然景観である中川の河川敷に広がる水辺や農地、中川やしおフラワーパークなどの活用により自然・文化の景観拠点の形成を促進します。

○公共空間の景観づくり

市の顔となる道路などを選定・位置付けるとともに整備を行い、また、葛西用水の余剰地を活用した潤いの空間の整備を推進します。

○市民参加による景観づくり

市内ウォッチングや表彰制度等の各種啓発事業を展開します。

さらに、一定規模以上の建築物等を建てる際に、「景観形成基準（配置・規模・形態・意匠など）」や「色彩基準（外壁の色）」が決められた八潮市景観計画を平成19年3月に策定しました。この計画は、平成19年7月から実施し、現在までに基準に適合した建物130棟以上が完成しています。なお、これに違反した場合には、改善を命令します。

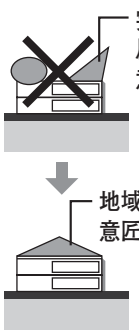

高度地区の導入および屋外広告物の規制をしています

良好な街並み形成に向けて、建築物の高さの最高限度を定める「高度地区」を平成19年3月に決定し、住環境や工場の操業環境等の保全を図っています。また、屋外広告物を規制するため「八潮市屋外広告物条例」を制定し、地域性に配慮した広告物の誘導を図っています。

特に、つくばエクスプレス沿線100メートル以内では鉄道に向けて表示する一般広告物と屋上利用広告を禁止する地域に設定しました。また、八潮駅周辺の商業地域および近隣商業地域では一般広告物と屋上利用広告の設置を禁止する区域としました。これにより、乱雑な広告物の規制をしています。

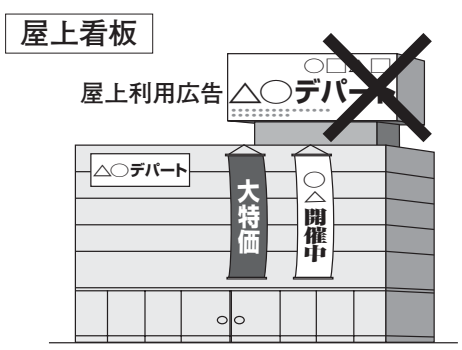

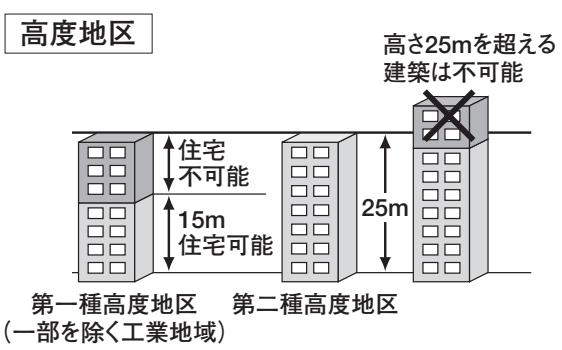

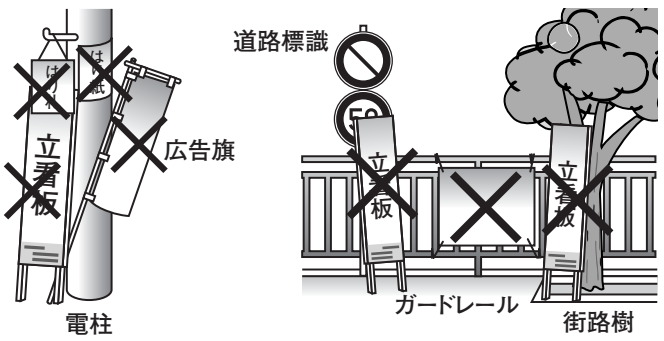

市民によるはり紙除却作業

市内の道路上にある電柱、街灯柱などへのはり紙、はり札、広告旗、立看板は禁止です。

まちの美観や交通の妨げの要因となっているはり紙や立看板の違反簡易広告物などの除却作業を行っています。この除去作業は、市民の皆さんにもご協力をいただいています。1回の作業で、100枚以上の違法な看板が撤去されています。